

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 結 業 度 法人名 ()

別表十の二(二) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	. .	同上のうち補償金等の額に 対応する部分の帳簿価額	13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	. .	譲渡経費の額	14	
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため 交付を受けた金額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	円	【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。		
	同補償金に相当する部分の額	6				
	経費補償金に相当する部分の額	7				
	移転補償金に相当する部分の額	8				
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9				
特別控除に係る交換取得資産の価額	10		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18		
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11		当期前において設けた特別 当該資産の譲渡をした連結 特別控除の規定の適用を受け た金額	19		
			特別控除額	20		
			特別控除残額 5,000万円 - (20)	21		
			特別控除額 ((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額	22		

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(. .)	特別控除残額 2,000万円 - (33)	34	
取得した対価の額	25	円	特別控除額 (32)と(34)のうち少ない金額	35	
交換取得資産の価額	26		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27		特別控除残額 1,500万円 - (36)	37	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		特別控除額 (32)と(37)のうち少ない金額	38	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	農地の特別譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30	特別控除 800万円 - (39)		
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	特別控除 (32)と(40)のうち少ない金額		
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき特別控除の規定の適用を受けた金額		
			特別控除 1,000万円 - ()		
			特別控除 (32)と(43)のうち少ない金額		

【No.41】資産の譲渡に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、連結グループ内における同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(48~51欄)。

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (48)	46			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47			特別控除残額 5,000万円 - (49)	50	
					特別控除額 (48)と(50)のうち少ない金額	51	